

区誕生15周年記念 公文書館ロビー展示

～輝く個性、弾ける思い それぞれの区制15年間の軌跡～

相模原市の政令指定都市移行に伴い、誕生した「緑区」「中央区」「南区」の各区が令和7年度で15周年を迎えました。

公文書館では、区誕生15周年を記念して、市民の方々とともに取り組んできた印象的な事業で使用した魅力的なグッズ等を展示しています。

その一部をご紹介します。

- ・ ホームタウンアスリートのプロボクサー中谷潤人選手(WBC & IBF 世界バンタム級統一王者)による1日区長写真【緑区】
- ・ 桜をイメージした展示や、願いを込めてシールを貼り重ねて完成させる「だるまあーと」【中央区】
- ・ 市を代表する観光行事の一つである「相模の大凧まつり」のミニ凧(題字は「南翔」)【南区】
- ・ 区制施行記念式典次第や郵便局とタイアップして作成した各区の10周年記念切手

展示期間は令和8年3月13日(金)まで(休館日を除く)です。区誕生からの軌跡や各区の個性豊かなまちづくりの軌跡をこの機会にご覧ください。



のぼり旗 右奥から「緑区」「中央区」「南区」

歴代企画展ポスター展



展示の様子

平成26年に開館した相模原市立公文書館は、令和7年10月で11年目となりました。開館以後、歴史的公文書を中心に、市制施行、軍都計画、鉄道、学校給食など幅広いテーマを取り上げた企画展示を行ってきました。公文書館では、歴代企画展ポスターを通じて、これまでの歩みを振り返る展示を行っています。

展示は、建物3階の閲覧展示室に続く階段で行っています。

兵事書類と馬 - 町村役場資料に残る馬匹書類から考える -

兵事書類は、兵役に関する書類という意味で、兵隊の召集・兵役検査・定時演習や点呼召集などについての事務書類が綴られた簿冊です。この兵事書類の中に「馬匹書類」と総称される少し毛色の違う書類群があります。特に津久井地域の旧町村に多く残されており、兵事書類の大半を占めている簿冊もあります。これらの馬匹書類は、「徴発令」という国の法律に基づいて、農耕馬が軍馬として強制的に取り立てられること〔馬匹徴発〕、およびその手続きに関する書類です。

この馬匹書類に焦点をあて、農耕馬が軍馬として徴発される過程を確認した上で、軍事徴発と村人の生活がどのような関わりであったかを確認していきます。

徴発令と共武政表

明治政府は、富国強兵政策の第一歩として、明治6年（1873）1月に「徴兵令」を施行し、以下毎年徴兵を実施し、近代国家としての国民軍を創出していきます。徴兵制を可能にしたのは、明治4年（1871）制定の「戸籍法」であり、翌5年に編成された「壬申戸籍」による国民の把握であり、財源的には地租改正に伴う租税制度の改革でした。明治10年（1877）の「西南戦争」を乗り越えた明治政府は、徴兵令を裏打ちする形で、平時・戦時に関わらず、必要な軍需物資等を国民から強制的に提出させる〔これを徴発と呼びます〕法律、徴発令を明治15年（1882）8月に制定します。実際にはこれ以前、明治5年から8年にかけて、陸軍は徴発台帳としての秘密の統計を集計しており、これが「共武政表」（明治8年）です。明治17年からは「徴発物件一覧表」という名称に変更されて編さんされています。

馬匹書類から見た徴発事務

明治政府が、事前に徴発可能な軍需物資等の書上げを各市町村から提出させ、それをまとめたものが「共武政表」や「徴発物件一覧表」でした。この書上げの控えは、町村役場にも残され、「徴発物件量数表」とされています（『相模原市史ノート』第15号）。ただし、これらには、物品の受取書や賠償金の受領証等は添付されておらず、実際の徴発行為は伴わない形での、単なる数量の確認行為



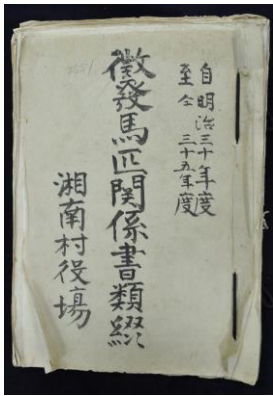
雲居寺の草競馬(昭和26年4月24日)

のみであったと推測されます。徴発の場合、供出とは違い、対価は支払われるからです。

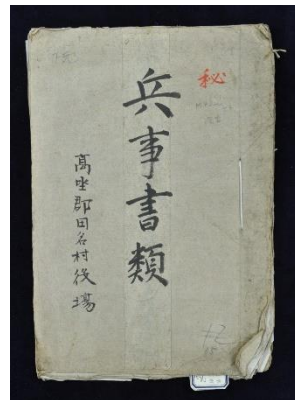
明治15年（1882）の徴発令の制定により、根拠法令を得た陸軍は、軍隊に最も必要な物資である馬匹の徴発手続きについて定めていきます。湘南村「徴発馬匹関係書類」（明治30～35年度）の中に、明治31年（1898）4月1日付「馬疋徴発事務手続」という津久井郡長の訓令が残されています。この手続は、明治30年11月陸軍省令第27号「馬疋徴発事務規則」により町村役場において取り扱う手続きを規定すると書かれています。つまり、陸軍省令第27号「馬疋徴発事務規則」に基づいて、馬匹徴発の手続きが進められているのです。明治30年は、日清戦争（明治27～28年）の後になります。日清戦争でも馬匹の徴発は行われているようですので、それらを行う中で、手続き方法を固めていったものと推測されます。この徴発事務規則に基づいて、馬匹徴発は行われました。

演習地としての相模原

旧相模原町域の村々の兵事書類を見ると、陸軍の演習の舞台になっていたり、宿营地として利用されていたりする書類が残されています。明治から大正までで22回の演習が相模原町域で行われています。田名村兵事書類によると、明治43年（1910）11月の第一師団機動演習の際の橋本周辺の宿営人数は、兵2150人、馬370頭と記載されています。秋季の演習は、農作物を早めに



湘南村『徴発馬匹関係書類綴』(明治 30～35 年度)



田名村『兵事書類』(明治 43 ~大正 6 年)

刈り取らせた上での本格的演習になるので規模は大きくなりがちですが、露営とはいえ、これだけの人数と馬が移動するとなると壮観と考えられます。陸軍側にとっても大規模な演習を行い、宿営地を確保するのは大変だったと思われ、相模野は格好の演習場所・宿営場所だったのでしょう。ただし、演習が行われているのは大正期までで、昭和期にはほとんど行われなくなります。昭和期になると、陸軍士官学校をはじめとして、陸軍諸施設が相模原に移転してきます。練兵場を確保し、戦車や航空機など、戦闘の仕方の変化に対応するための対策が、軍都相模原の誕生に進んでいきます。

牡馬原簿から馬籍簿へ

徴発事務規則に基づいて馬匹徴発の手続きは決められましたが、毎年の様に改正があり、少しずつ整えられていきます。その村における馬匹の現在調として「馬匹調査表」の提出が3か月に一度のペースで求められ、その間の移動は「馬出入表」で確認されます。年に一度馬匹調査・検査が行われ、その時検査合格となった馬は、軍馬としての徴発がある可能性があるため、その年度は留保されます。実際に徴発が行われた事例としては、日露戦争に関連して、湘南村で明治37年4月に4頭、田名村でも3頭の記録があります。それ以外では、湘南村で、昭和16年(1941)に1頭の徴発記録が残されています。昭和期になると、業務書などが手

順書として整備され、個別具体的事項は記載されず、戦時の秘匿事項として実態が把握できなくなっていくます。各村には馬匹の原簿として「牡馬原簿」の作成が求められますが、明治41年(1908)になると牝馬の調査も指示され、同43年には馬匹の現在表として、牡馬・騾馬・牝馬の各1通の提出を求められるようになり、原簿も牡馬と騾馬を1冊とし、牝馬1冊の2冊の提出体制になります。大正期に入ると「馬名簿」という帳簿を作成が義務づけられ、大正10年(1921)には「馬籍法」が公布され、飼育している全ての馬は馬籍に登録することになり、馬についても戸籍事務同様の手続きが必要になります。

旗競馬について

川尻村文書の「勸業書類」(昭和8~11年)の中に「旗競馬開催ニ関スル件」という通知が綴られています。昭和11年(1936)11月2日付の津久井郡畜産組合長から川尻村長あての通知で、「いわゆる旗競馬は、もっぱら娯楽のために行う祭典競馬で、その開催は従来地方競馬規則によらず行ってきたが、これ以降は地方競馬規則により開催の手続きを行う」こととしたものです。

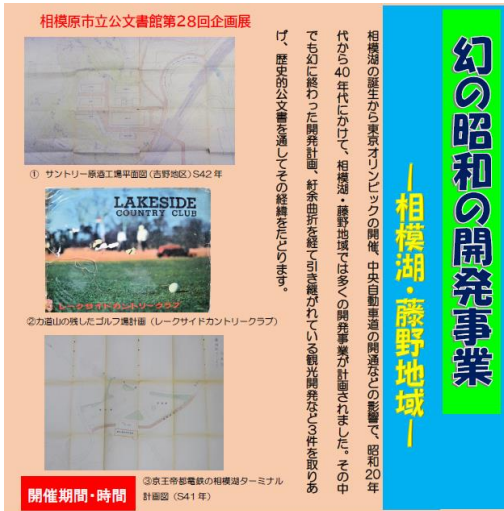
雲居寺(緑区根小屋)のお施餓鬼の草競馬の写真がありますが、これは昭和26年4月24日に行われたもの(緑区青山小嶋明夫氏提供)で、雲居寺境内には幟旗が立てられており、「旗競馬」のいわれが良くわかる写真です。こうした自由な競馬興行についても、政府は管理し、統制下に置こうとしているのです。地方競馬規則は、昭和2年8月に定められた規則で、公認競馬を除き、競馬を開催する場合は地方長官(県知事)の許可が必要とし、競馬の主催者は畜産組合、畜産組合連合会、または馬匹改良を目的とした団体とされています。地方競馬規則自体は、昭和14年(1929)「軍馬資源保護法」の制定で廃止されましたが、この軍馬資源保護法により馬匹の日常的な管理から訓練方法までが細かく規定されていきます。

WEB企画展 第23回企画展「兵事書類と馬 - 町村役場資料に残る馬匹書類から考える - 」市HPで公開中!

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026896/shikumi/1026901/1033965/1030804.html>

★★ 公文書館からのお知らせ ★★

第28回企画展「**幻の昭和の開発事業**—相模湖・藤野地域—」開催中！



【展示概要】

相模湖の誕生から東京オリンピックの開催、中央自動車道の開通などの影響で、昭和20年代から40年代にかけて、相模湖・藤野地域では多くの開発事業が計画されました。その中でも幻に終わった開発計画、紆余曲折を経て引き継がれている観光開発など3件を取りあげ、歴史的公文書を通してその経緯をたどります。

【開催期間】

令和8年2月3日(火)～4月17日(金)

【休館日】 土・日曜日、祝日

※講演会、トークトーク(展示解説)の開催日は開館

【イベント】 講演会: 3月7日(土)午後2時～4時

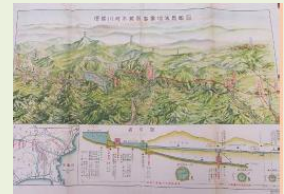
トークトーク: 2月14日(土)・3月28日(土)

【報告】 第27回公文書館企画展「水利用で振り返る昭和の相模原市-河水利用・畑地かんがい・相模川総合開発-」を開催しました

展示概要 戦中から戦後にかけての昭和の水利用事業(相模ダム～城山ダム)を振り返ることにより本市発展の足跡を確認する。

開催期間 令和7年7月22日(火)～10月31日(金)

展示資料 32点 来館者数 260人(73日間開催)



相模川河水統制事業地域鳥観図



令和8年3月第3次公開予定！



歴史的公文書など市が持つ資料・資源をデジタル化し、インターネットで検索・閲覧できる「さがみはらデジタルアーカイブ」を、3月に第3次公開します。

今回の公開では、収蔵美術品や博物館資料の追加に加え、子ども向けコンテンツや歴史年表、掲載資料を活用したコンテンツ(昔と今の重ね合わせ地図、古文書の読み下し文の重ね合わせ、デジタルマップ、モデルコースなど)も新たに公開します。

《編集後記》 立春を過ぎ、暦の上では春となりましたが、日中は寒い日々が続いています。いかがお過ごしですか。

昨年からインフルエンザが流行っていますので、お気を付けてくださいね。

さて、今号では「区誕生15周年記念 公文書館ロビー展示『～輝く個性、弾ける思い それぞれの区制15年間の軌跡～』」、「シリーズ『相模原』を考える 兵事書類と馬」、第28回企画展のご案内と第27回企画展の報告及び「さがみはらデジタルアーカイブ」の記事を掲載しています。興味を持ってお読みいただけたら幸いです。

今年も歴史的公文書のご利用とともに、企画展、講演会、ロビー展示などのイベントを開催します。公文書館へ多くの方にご来館いただきたいと思います。(M)

公文書館だより 第22号 発行日 令和8年2月10日

所在地 〒252-5192 相模原市緑区久保沢 1-3-1 城山総合事務所別館 3階
編集発行 相模原市立公文書館 電話 042(783)8053

